



令和6年度 神奈川県職員採用選考 受験案内 (一般事務【就職氷河期世代】)

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、正規雇用の機会に恵まれなかった就職氷河期世代の方を対象として、その方の持つ意欲・能力をいかして活躍していただくために県職員採用選考を実施します。

神奈川県ではこのような人と一緒に働きたいと考えています！

①県民目線 (Empathy)	県民全体の奉仕者として、自らの職務に誇りと自覚を持ち、公務に対する使命感と情熱にあふれ、県民目線に立って職務を遂行する人
②アグレッシブ・チャレンジ (Aggressive・Challenge)	常に課題意識を持って積極的に職務に取り組むとともに、社会のニーズや課題を先取りし、前例にとらわれず、アグレッシブにチャレンジする人
③プロフェッショナル (Professional)	高い専門性と業務遂行能力、知識・思考力等により課題解決につなげることができる人

申 込 期 間 令和6年6月28日(金)～7月12日(金) (午後5時受信有効)
第1次選考受付期限 令和6年8月13日(火) (午後5時受信有効)

- ◎ 選考実施に関して変更等がある場合には、職員採用選考に関する緊急のお知らせ (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/kinkyu_r06.html) に掲載しますので、適宜、御確認ください。
- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。
(電子申請により申込みができない方は、7月8日(月)正午までに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕にお問い合わせください(土日を除く)。)
- ◎ 中途採用試験【行政】に重複して申し込むことはできません。重複して申し込まれた場合は、最新の申込みのみを有効とします。中途採用試験【行政】との主な違いについては、次のページを御確認ください。

URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s3u/chuto_hyogaki_chigai.html

1 採用予定人員及び職務の内容

採用予定人員	職務の内容
5人程度	行政機関等（知事部局、企業庁、教育委員会等）における事務

2 受験資格

受験資格
昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、申込開始日時点で正規雇用労働者*として雇用されていない人（外国籍の人でも受験できます。）

※ 「正規雇用労働者」とは、次のすべてに該当する労働者をいいます。

- 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
- 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

（注）次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合は、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。また、受験資格の確認のため、過去の勤務先に就業形態を聴取する場合等がありますので、本選考の申込に当たっては予め御了承願います。

3 選考の方法

種 目	方 法	内 容	配 点	時 間
第1次選考 作 文 考 査	記述式 2題必須解答 各600字程度	表現力、理解力等についての筆記考査	50点	—
第2次選考 人 物 考 査	個別面接1回	人柄、性向等についての考査	250点	1人約30分

4 選考の日時、場所及び合格発表

	日 時 等	場 所	合 格 発 表
第1次選考	作文考査 受付期限：8月13日（火） 午後5時受信まで （受信有効）	— （電子申請システムにより提出）	第1次選考合格者発表 9月中旬（予定） <u>合否にかかわらず文書で通知</u> します。
第2次選考	人物考査 10月3日（木）～同月17日（木） のうちの指定する1日（日時 は、第1次選考合格通知に記載 します。）	横浜市内（場所は、第1次選考合格通知に記載します。）	最終合格者発表 10月下旬（予定） <u>合否にかかわらず文書で通知</u> します。

（注1）受験番号通知書、作文考査の作文題、答案用紙等の関係書類は、第1次選考の受付期限の2週間前頃に電子申請システムに登録します。登録が完了したらメールでお知らせしますので、電子申請システムにログインしてダウンロードしてください。

（注2）受験番号は受験番号通知書に記載します。

（注3）第1次選考の受付期限までに答案用紙を電子申請システムに登録してください。
（受付期限までに正常に受信したものを有効とします。）

（注4）第1次選考の受付期限までに答案用紙の電子申請システムへの登録がなかった場合は、辞退したものとみなします。（受付期限を過ぎて提出された作文は、一切採点しません。）

（注5）第2次選考当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

（注6）第2次選考当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

（注7）第2次選考当日、人物考査の参考とするため、性格等について、質問紙法による検査を実施します。

5 合格者の決定方法等

- ◎ 第1次選考の得点は、評定員ごとに標準偏差を用いて算出します。
- ◎ 考査種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となります。
- ◎ 第1次選考合格者は、作文考査の得点の高い順に決定します。
- ◎ **最終合格者は、第1次選考の作文考査及び第2次選考の人物考査の合計得点の高い順に決定します。**
- ◎ 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合は、その後の考査を受験できません。最終合格している場合は、合格を取り消します。

6 合格発表の方法

第1次選考及び最終合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

7 選考結果の通知

	対象者	通知内容	通知方法
第1次選考	第1次選考の不合格者	順位、総合得点、種目別得点及び合格最低基準に満たなかった種目	選考結果の「通知書」に掲載します。（電子申請の返信文書または郵送）
最終結果	第2次選考受験者		

8 合格から採用まで

- ◎ 最終合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。
- ◎ 外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ◎ 採用は、原則として令和7年4月1日となります。
採用されると、行政職給料表(1)、企業行政職給料表又は学校行政職給料表の職務の級1級相当の主事となります。



9 勤務条件

- ◎ 39歳で採用された場合の給与の月額は、次のとおりです（令和6年4月1日現在）。
高等学校卒 約220,000円
大学卒 約233,000円
- ※ この額には地域手当が含まれています。このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ※ 高等学校・大学卒業後に学歴又は職歴のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算されます。
- ※ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。
- ※ 上記にかかわらず、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給与の月額は7割水準となります。

- ◎ 受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は、敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

10 個人情報の取扱い

本選考の実施に際して収集した個人情報については、人事委員会及び任命権者において、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します（ただし、他の目的での個人情報の使用について、申込者本人の同意があった場合を除きます。）。

受験を希望する外国籍の方へ

受験を希望する外国籍の方は、次の事項に注意してください。

- 1 考査問題・考査の方法は、日本国籍の人と同一です。
作文考査は日本語による出題で、解答も日本語でさせていただきます。
また、人物考査における面接はすべて日本語での質問・応答になります。
 - 2 外国籍の人が採用後担当する職務等は次のようなものです。
各任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）が定める一部の職務（県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務など）を除いた職務を担当します。
また、県民サービス施設の運營業務や出先機関の内部管理業務に従事する職などでは、課長相当級以上の職にも就任できます。
- 県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務（代表例）
- ・ 税の賦課、徴収、滞納処分
 - ・ 学校法人・宗教法人の設立認可
 - ・ 訪問販売業務の停止命令
 - ・ 産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令
 - ・ 高圧ガス製造等の許可、立入検査
 - ・ 特別養護老人ホーム等の設置認可
 - ・ 保険医療機関等への立入検査
 - ・ 児童福祉施設等への入所措置
 - ・ 食品営業施設の営業停止命令等
 - ・ 農地転用許可
 - ・ 貸金業者業務停止命令
 - ・ 道路法等に基づく許認可
 - ・ 開発行為許可

以上の事項を考慮のうえ、受験の申込みをしてください。

なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕までお問い合わせください。

身体の障がいなどにより受験上の配慮を希望する方へ

- ・ 車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。
- ・ その他障がい等のため受験上の配慮を必要とする人は、御相談に応じますので、あらかじめ御連絡ください。

上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168、FAX(045)210-8803〕まで必ず連絡してください。

申 込 方 法 等

- ◎ **必ず電子申請で申し込んでください。**（電子申請により申込みができない方は、7月8日（月）正午までに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕に御連絡ください（土日祝日を除く。）。）

申込方法	<p>1 令和6年度神奈川県職員採用選考（一般事務）のお知らせページから、履歴書ファイル（Excel ファイル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。</p> <p style="margin-left: 2em;">URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/jimusaiyou_r6.html</p> <p>2 同ホームページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録した ID を利用して e-kanagawa 電子申請システムにログインし、1 で作成した履歴書・顔写真を登録し、受験申込みを行ってください。</p> <p>3 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループまで御連絡ください。</p> <p>※ 詳しくは、神奈川県職員採用ホームページ（電子申請による申込み）を御覧ください。</p> <p style="margin-left: 2em;">URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html</p>
申込期間等	<p>令和6年6月28日（金）午前10時から同年7月12日（金）午後5時まで（受信有効）</p> <p>※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</p> <p>※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
添付書類	<p>1 入力済みの履歴書ファイル（令和6年度神奈川県職員採用選考（一般事務）のお知らせページからダウンロードし、必要事項を入力してください。）</p> <p>2 顔写真（申込日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向きの本人であることを確認できるもの）を用意してください。）</p>
受験申込み上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて日本語で入力してください。 ・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。 ・中途採用試験（行政）に重複して申し込むことはできません。重複して申し込まれた場合は、最新の申込みのみを有効とします。

【問合せ先】

神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話(045)210-2168 FAX(045)210-8803